



2022年5月24日

各 位

会 社 名 野 崎 印 刷 紙 業 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 野 崎 隆 男
(コード番号:7919 東証スタンダード)
問 合 せ 先 専 務 取 締 役 夏 苺 崇
(TEL:075-441-6965)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月23日開催予定の第82回定時株主総会に下記のとおり「定款一部変更の件」について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができるようにするための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示の規定(現行定款第14条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。なお本附則は期日経過後にこれを削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

定款変更の内容

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示)</p> <p><u>第14条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第15条～第48条(条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第14条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>②当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第15条～第48条(現行どおり)</p> <p>(附則)</p> <p>(電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p>1. 現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示)の削除及び変更案第14条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示)は、なお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

3. 日程

定款変更に関する株主総会開催日	2022年6月23日
定款変更の効力発生日	2022年6月23日

以 上